

周南市副市長の給料の支給額の特例に関する条例制定について

周南市副市長の給料の支給額の特例に関する条例を次のように定める。

平成31年3月13日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市副市長の給料の支給額の特例に関する条例

この条例の施行の日から平成31年5月31日までの間における副市長の給料の支給額については、周南州市長等の給与に関する条例（平成15年周南市条例第41号）第4条の規定にかかわらず、同条例で規定する給料月額から当該給料月額に10分の3を乗じて得た額を控除した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、公布の日）から施行する。

（有効期間）

- 2 この条例は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。